

労働に関することなら なんでもご相談ください

こんなお悩みはありませんか？

会社から突然解雇を言い渡された

突然不当な転勤や出向等を命じられた

会社が給料や残業代、退職金等を支払ってくれない

上司等からセクハラ／パワハラを受けている

有休が取得できない

仕事中や仕事に付随して怪我をした

今まで雇用契約が更新されていたのに…



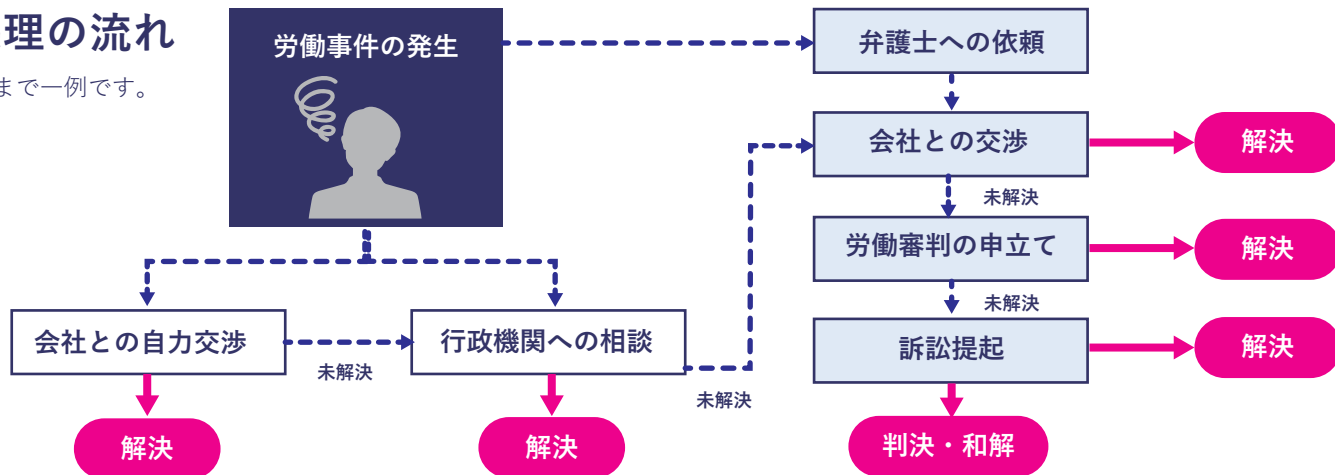
✓ 弁護士に相談するメリット

今受けていることに対してどのような対応をすべきか、どのような証拠を集めるべきかわかり、精神的負担が軽減されるほか、労働審判や訴訟という専門的な制度を利用しやすくなります。

弁護士には守秘義務がありますのでご安心してお話しいただけます。

事件処理の流れ

下記はあくまで一例です。



労働事件では、ケース別に以下の資料があれば重要な証拠となります

労働条件・環境改善

雇用契約書、就業規則などの労働条件がわかる資料等

解雇の問題

解雇原因が記載された解雇通知書等

残業代請求

タイムカードや出退勤表などの資料や、電子メールの送受信時刻やPCの立ち上げ時刻等が明らかにできる資料、毎日の始業・終業時間が記録された日記等

セクハラ・パワハラ

録音・録画（これらをする際には原則として承諾は不要）、上司等からされたことや言われたことが詳細に記録された日記等

法改正により、すべての会社において、一定の条件を満たす従業員（契約社員やパート社員も含む）に対して、最低でも5日以上有休消化させることが義務付けられました。詳しくはご相談ください。

料金について ケースに応じて柔軟にご対応させていただきます。まずはお気軽にご相談ください（料金はすべて税込み表示となります）

相談料 **5,500円**

追加料金なしで30分までご相談できます

着手金 **11万円～**

事件の依頼を受け契約の際にいただく費用

報酬金

経済的利益	報酬金
300万円以下	17.6%
300万円以上3000万円以下	11%
3000万円以上	6.6%

■報酬金の例

300万円の残業代請求審判を申し立てし、200万円の支払を受けた場合の報酬金

回収した200万円の17.6%
= 35万2000円

士業を中心とした
専門家集団

KTG GROUP

KTG グループサイト

<https://ktg.jp/>

KTG グループ

検索



弁護士法人 KTG 浦和法律事務所

埼玉県さいたま市浦和区東仲町 11-1 ステラ浦和 4階

Tel 0120-910-243

弁護士法人 KTG 高崎法律事務所

群馬県高崎市東町 187 番地 2 布施ビル 4階

Tel 027-381-5195

弁護士法人 KTG 湘南藤沢法律事務所

神奈川県藤沢市鶴沼石上 1-5-4 ISM 藤沢 4階

Tel 0466-53-9710

司法書士法人 KTG 浦和司法書士事務所

埼玉県さいたま市浦和区東仲町 11-1 ステラ浦和 4階

Tel 048-767-7085

司法書士法人 KTG 高崎司法書士事務所

群馬県高崎市東町 187 番地 2 布施ビル 4階

Tel 027-386-9604

司法書士法人 KTG 湘南藤沢司法書士事務所

神奈川県藤沢市鶴沼石上 1-5-4 ISM 藤沢 4階

Tel 0466-53-9729

社会保険労務士法人 KTG

埼玉県さいたま市浦和区東仲町 11-1 ステラ浦和 5階

Tel 048-700-7076

KTG 高崎行政書士事務所

群馬県高崎市東町 187 番地 2 布施ビル 4階

Tel 027-386-9604

KTG 土地家屋調査士事務所

東京都板橋区上板橋 2 丁目 13 番 1-103 号

Tel 03-6324-8000